

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和2年6月26日)

- 1 共助交通を通じた地域人材育成事業成果報告会の開催について
～鳥取県×日本財団共同プロジェクト～
【県民参画協働課】・・・ 1ページ
- 2 第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」等及び第33回全国健康福祉祭ぎふ大会
(ねんりんピック岐阜2020)の延期について
【スポーツ課】・・・ 3ページ
- 3 中山間地域振興行動指針(計画期間:令和2～6年度)の策定について
【中山間地域政策課】・・・ 4ページ
- 4 県内文化財の国特別史跡追加指定について
【とっとり弥生の王国推進課】・・・ 5ページ

地域づくり推進部

共助交通を通じた地域人材育成事業成果報告会の開催について ～鳥取県×日本財団共同プロジェクト～

令和2年6月26日
県民参画協働課

昨年度から鳥取県×日本財団共同プロジェクトにより取組を進めてきた「地域における共助交通構築」事業について、このたびその成果をまとめた報告会を以下のとおり県内3会場にて開催します。

本事業では、住み慣れた地域で暮らし続けられるための最大の課題となっている移動手段の確保に向けて、地域住民が主体となる取組への伴走支援を行いました。リーダー養成講座や伴走型で各地域での移動手段の計画を策定する支援と実証実験により4つのモデル地区を創出しており、今後はこれまでのノウハウを盛り込んだ共助交通のマニュアルを利用して県内で同様の取組が拡大することを目指しています。

1 日時・場所

会場	日時	場所	定員
東部	7月2日(木) 10:00-11:30	とりぎん文化会館 第2会議室 (収容人員108人) (鳥取市尚徳町101-5)	50人
中部	7月2日(木) 14:00-15:30	鳥取県 中部総合事務所 講堂 (収容人員120人) (倉吉市東巖城町2)	50人
西部	7月3日(金) 14:00-15:30	米子市福祉保健総合センター (ふれあいの里) 中会議室 (米子市錦町1-139-3) (収容人員100人)	50人

2 報告会の内容

- (1) 昨年度の事業概要報告
- (2) 取組事例の映像上映
- (3) 共助交通マニュアル「ビタミン」の要点と使用方法について
講師 株式会社イミカ代表取締役 原田博一 (コミュニケーション専門家)

3 共助交通マニュアル「ビタミン」

モデル地区での伴走支援等を通じて得られた経験やノウハウを元に、地域で共助交通を立ち上げるための手引きとなるマニュアル及び取組を喚起するリーフレットを作成した。単なる成功モデルの事例集ではなく、住民ニーズを下敷きにして出来ることから住民を巻き込む移動の仕組みを組み立てていく理論と手順を、実際の現場での試行錯誤の過程も含めてまとめている。

今後、移動の課題を抱える地域での活動スタートを支援する際における手引書として活用していく。

<共助交通マニュアルの構成>

- ・冒頭対談 (取組実践者による取組内容と地域変化等の対談)
- ・第1章 はじめに (なぜ共助交通が必要なのか)
- ・第2章 基本の考え方を学ぶ
(地域づくり活動の構造、仕組みの作り方、組織の作り方等の理論)
- ・第3章 共助交通の仕組みを作る
(具体的な進め方、仕組みづくりの手順の実際、現場のコラム等)
- ・第4章 法令とシステム
(共助交通に関する法令、法令を守った運行と選択肢、保険、白タク行為等)



4 今後の展開

新型コロナウイルス感染拡大緊急事態宣言の解除を経て、県をまたぐ移動自粛要請、経済活動や地域住民の会合やサロンの再開等の動きが出てきたことから、今回の成果報告会に参加する市町村、各地域のまちづくり協議会、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの状況をヒアリングしつつ、各地域のニーズにあった移動手段確保を支援していく。

また、これまでに地域の移動について関心を寄せられている地域については、市町の交通担当部局、福祉関係部局とも連携しつつ丁寧なヒアリングを行い、外部アドバイザーとともに支援を行っていく予定。
(県支援：住民主体による共助交通の取組モデル事業 5,000 千円)

<今後ヒアリング等実施予定地域（想定）>

東部地区：鳥取市 安長地区、米里地区、神戸地区、用瀬地区、青谷地区 等

中部地区：倉吉市 灘手地区、小鴨地区、関金地区 等

西部地区：大山町 下中山地区、御来屋地区 等

【参考】共助交通を通じた地域人材育成事業の概要

地域住民、まちづくり団体、地域包括支援センター、県民活動活性化センター、鳥取県で構成する「共助交通を通じた地域人材育成の普及協議会」が日本財団の支援（9,980 千円）を受けて実施

(1) 目的

運行時間や運行頻度など、これまでの行政や民間交通事業者の公共交通に対する支援や工夫だけでは十分に補うことができない移動ニーズに対し、住民が主体となって公共交通を補完する移動手段の確保を目指す。

さらに、この取り組みを通じた住民同士の合意形成や共助の関係づくりへの議論の過程を、地域で活動する人材の育成と地域コミュニティの活性化に活かしていく。

(2) 取組概要

外部アドバイザーによる支援を得て、地域住民や住民活動の支援者を対象とした意識啓発や課題意識の共有、合意形成支援ノウハウなど共助交通構築に向けた人材育成研修を実施するとともに、県西部3地区（米子市永江、大山町逢坂、大山町大山）において共助交通の試験運行をスタート。

その他の地域でも随時寄せられる地域の移動課題の相談に対してヒアリングを行いつつ伴走支援を行った。最終的に共助交通を地域で立ち上げるための手引きとなるマニュアルや映像を作成した。

(3) モデル地区等における主な動き

<米子市永江地区／大山町逢坂地区／倉吉市小田東地区>

地域のコミュニティ活動拠点を中心に会員制の「お出かけサークル」を作り、リース車両を用いて会員相互で運転や相乗りして買い物や通院に利用しながら利用頻度に応じて実費の経費を負担するコミュニティカーシェアリングの社会実験を実施。永江地区は昨年11月、逢坂地区は本年4月より住民自身が運営費を負担する本格運用へ移行した。既に永江地区では約80人の会員が取組に参加している。小田東地区においても、本年5月より通学支援を中心とした取組が開始された。

<大山町大山地区>

路線バスや大山ループバスによる周遊では対応しきれない観光の移動ニーズに対し、地域で協力するドライバーと観光客等の乗客をスマホアプリ上でマッチングし、自家用車への相乗りで移動を確保するドライブシェアの試験運用を予定している。(新型コロナウイルス感染拡大により当初4月の開始予定を時期調整中)。

<境港市小篠津地区>

高齢者サロンのメンバーにより、既存の公共交通（はまループバス）を利用した買い物ツアーを実施し、コミュニティ活動の活性化と買い物、高齢者の外出を促進。店舗側との連携により買い物ツアーによる参加者に対する来店特典付与も始まり、当面毎月1回の実施を予定している。

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」等及び第33回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2020）の延期について

令和2年6月26日
スポーツ課

今年度開催予定の第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」及び第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」（以下「鹿児島国体等」という。）並びに第33回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2020）（以下「ねんりんピック岐阜大会」という。）については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ延期されることとなりました。

なお、今後の取扱いについては、それぞれ主催者より次のとおり発表がありました。

1 鹿児島国体等

(1) 発表内容（6月19日）

○鹿児島国体等は、今年秋には開催しない。

○鹿児島国体等は延期することとし、具体的な開催時期については、可能な限り早期の結論を得るべく、引き続き、調整・検討を継続する。

- ・国体の本大会の延期は、1946年の第1回大会以来初めてのこと。
- ・4月～8月に本県で開催予定であった同国体の県予選・中国ブロック予選は中止としている。

(2) 延期の主な理由

○開催に伴う多くの人の移動が新型コロナウイルスのさらなる感染を生む可能性があり、選手や関係者、県民の安全を確保することが難しい。

○全国各地での地方予選が実施できていない。

(参考) 第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」の概要

	第75回国民体育大会 「燃ゆる感動かごしま国体」	第20回全国障害者スポーツ大会 「燃ゆる感動かごしま大会」
会期	会期前：令和2年9月12日（土）～20日（日） 本大会：令和2年10月3日（土）～13日（火）	令和2年10月24日（土）～26日（月）
主催者	(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県	(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県ほか
正式競技	37競技	個人競技：6競技、団体競技：7競技

2 ねんりんピック岐阜大会

(1) 発表内容（6月24日）

今年度の開催を見送り、第33回大会から第36回大会までの開催年度を1年ずつ延期する。

	開催年度	開催地
第33回大会	令和3年度	岐阜県
第34回大会	令和4年度	神奈川県
第35回大会	令和5年度	愛媛県
第36回大会	令和6年度	鳥取県

(2) 延期の理由

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、参加者の十分な安全を確保することが困難。

(3) 本県への影響

推進体制を含む全体事務スケジュールを再調整するとともに、開催年入りの大会PRチラシ、ポスター、のぼりを作り直し、再配布する。

(参考) 第33回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2020）の概要

- ・会期 令和2年10月31日（土）～11月3日（火）
- ・主催者 厚生労働省、岐阜県、(一財)長寿社会開発センター
- ・競技等 スポーツ・文化交流大会（31競技）、健康づくり教室、健康フェア、美術展、シンポジウム 等

中山間地域振興行動指針（計画期間：令和2～6年度）の策定について

令和2年6月26日
中山間地域政策課

みんなで取り組む中山間地域振興条例第4条第1項に基づき、平成29年度に策定した「中山間地域振興行動指針」の計画期間（平成29～31年度）が終了したため、このたび令和2年度から6年度を計画期間とする新たな「中山間地域振興行動指針」を策定しました。

1 策定の概要

令和2年3月末に策定された第2期鳥取県総合戦略「鳥取県令和新時代創生戦略」を踏まえ、SDGs、新型コロナウイルス感染症などの社会情勢を反映し、中山間地域において行政、県民、特定非営利法人、ボランティア、事業者、大学等多様な主体が連携して重点的に取り組む施策に関する行動指針として取りまとめた。

※振興施策を効率的、効果的に実施するため、行動指針の目標指標（KPI）の達成状況や施策の実施状況等について、PDCAサイクルによる検証を毎年度行うこととしており、検証結果を本指針に反映することにより、概ね毎年改定している。

2 策定のポイント

（1）第2期鳥取県総合戦略「鳥取県令和新時代創生戦略」及び新型コロナウイルス感染症など社会情勢を反映

- 国際目標であるSDGsの概念を盛り込み、中山間地域に暮らし続けられるよう持続可能な地域づくりを通じてSDGsのゴール達成を目指す。
- 特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」など新しい人の流れの創出を推進する。
- 新型コロナウイルス感染症は都市部への一極集中がもたらすリスクを顕在化させ、豊かな自然を持つ地方の魅力が再発見される契機となっていることから、県内で生まれ育った若者の流出防止、IJUターンの動きや、都市部企業のサテライトオフィスなどの誘致を加速させる。
- 市町村と連携し、管理されていない農林地、宅地・建物の所有者の意向を把握する取組を進め、空き家バンクなどを通じて利活用希望者につなげる取組を進める。
- ふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材に育つようふるさとキャリア教育を推進する。
- 都市部に比べ不利となる中山間地域特有の課題へ対応するため、「Society5.0」の実現を推進する。

（2）暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくりの取組を推進

中山間地域に暮らす住民の安全・安心な生活を支える買い物や通院等の移動支援、出張型の看護・介護支援による安心な定住環境づくりや健康維持・向上、防災機能の充実、高齢者の生きがいとなる産業の振興やその魅力による移住の拡大など、複数の機能を備えた仕組み（小さな拠点）づくりを創出する取組を進める。

（3）コミュニティビジネス・地域資源の活用等による新たな産業の創出を推進

豊かな自然環境や生産物など本県固有の地域資源を維持しそこに暮らす県民の生活を守るために、地域内経済を維持・拡大する取組を支援する。さらに農泊など地域外から域内へと新たな人の流れを生み出し、地域内消費拡大につながる取組を支援する。

（4）本計画期間における成果目標（KPI）の設定

施策区分	項目	目標設定時	目標
I 災害に強い安全な地域づくり：全5目標	支え愛マップづくり取組自治会数	552地区(H30年度末)	800地区(R6年度)
II 人口減少下でも安心して暮らし続けられる地域づくり：全16目標	令和新時代創造県民運動実践団体登録数	431団体(H30年度)	540団体(R6年度)
	暮らしを守るための仕組み(小さな拠点)づくりに取り組む地区数	24地区(H30年度)	45地区(R6年度)
	都市圏等在住者を受け入れて地域の活性化に取り組む地域・団体数	10団体(R1年度)	30団体(R6年度)
	森林体験・里山整備活動の参加者数	5,475人(H30年度)	32,600人(R2～6年度)
III 人口減少に歯止めをかける仕組みづくり：全21目標	15～24歳の転出超過数	1,286人(H30年)	600人(R6年)
	IJUターナー者の受入者数	8,258人(H27～30年度)	12,500人(R2～6年度)
	空き家・空き店舗利活用のための年間マッチング件数	164件(H30年度)	200件(R6年度)
	コミュニティスクール(学校運営協議会制度)の導入校数	99校(R1年度)	全ての公立校(R5年度)

県内文化財の国特別史跡追加指定について

令和 2 年 6 月 2 6 日
とっとり弥生の王国推進課

令和 2 年 6 月 1 9 日（金）に国の文化審議会（文部科学大臣の諮問機関：会長 佐藤 信^{きとう まこと} 大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事）は、下記のとおり特別史跡として追加指定するよう文部科学大臣に答申しました。

1 追加指定の概要

- (1) 名称 特別史跡齋尾廃寺跡（とくべつしせきさいのおはいじあと）
※遺跡のうち重要なものが史跡に指定され、史跡のうち「学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの」が特別史跡に指定されている。
- (2) 面積 7, 6 0 6 . 4 5 m²（追加指定後指定地合計面積 4 6, 9 9 6 . 7 6 m²）
- (3) 所在地 鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字上齊尾 9 8 0 外 1 8 筆等
- (4) 所有者 国有地（財務省管理）、民有地（1 0 名）
- (5) 追加指定の経緯
- 齋尾廃寺跡は白鳳期（7 世紀後半）創建の寺院跡で、金堂跡・塔跡・講堂跡等の法隆寺式伽藍が、地上遺構として良く残る。主要伽藍地は昭和 1 0 年に史跡指定、昭和 2 7 年に特別史跡指定されている。特別史跡、法隆寺式伽藍配置はどちらも山陰地方で唯一のもので、当時の指定面積は 3, 4 5 5 m²である。
 - 昭和 61 年度から平成元年度までに行われた開発事業との調整を目的とする発掘調査により寺院地を囲む東西南北の溝が確認され、寺院地が東西 1 6 0 m、南北 2 5 0 m の範囲に及ぶことが明らかとなっていた。
 - 平成 3 0 年度の指定地北側の調査で、掘立柱建物跡や区画溝を検出し、出土した土器から寺院地を囲む溝の変遷が明らかとなった。
 - 毎年の芝の収穫により、既指定地に比して 3 0 cm 以上地表高が低くなっており、地下遺構等への影響が懸念されることから、史跡の追加指定によって、一体的な保存と活用を図ることが必要と考え、琴浦町教育委員会が『特別史跡齋尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画』を策定して同計画に基づき追加指定を進めている。前回の追加指定は令和元年 1 0 月 1 6 日である（追加指定面積：3 5, 9 3 5 . 3 1 m²）。
 - 今回の追加指定は、令和 2 年 1 月 2 1 日に琴浦町教育委員会が文化庁に意見具申していたもので、追加指定範囲には平成 3 0 年度の発掘調査で確認された北辺区画溝や北内郭溝、東・南・西辺の区画溝の想定ラインを含む寺院地の外周部分を含んでおり、寺院地のほぼ全体が指定されたことになる。

2 指定件数

(1) 今回の答申件数等

種 別	既指定	今回答申件数		合計 (現在指定件数と答申件数との合計)
		新規指定	追加指定	
史 跡 (うち特別史跡)	1, 8 4 7 (6 3)	0 (0)	7 (1)	1, 8 4 7 (6 3)
史跡名勝天然記念物 合計 (うち特別史跡・特別名勝・特別天然記念物)	3, 3 0 0 (1 7 4)	0 (0)	7 (1)	3, 3 0 0 (1 7 4)

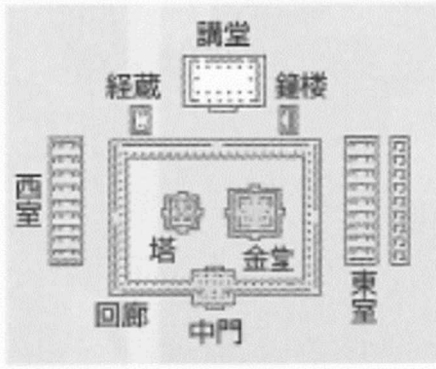
※追加指定の場合、件数は増加しません。追加指定 7 件の内、特別史跡 1 件が齋尾廃寺跡です。

(2) 県内の指定件数（答申後）

追加指定のため、今回の答申に伴う件数の増加はありません。

国指定等文化財	県指定等文化財
1 2 4 (3 4)	3 0 8 (2 0)

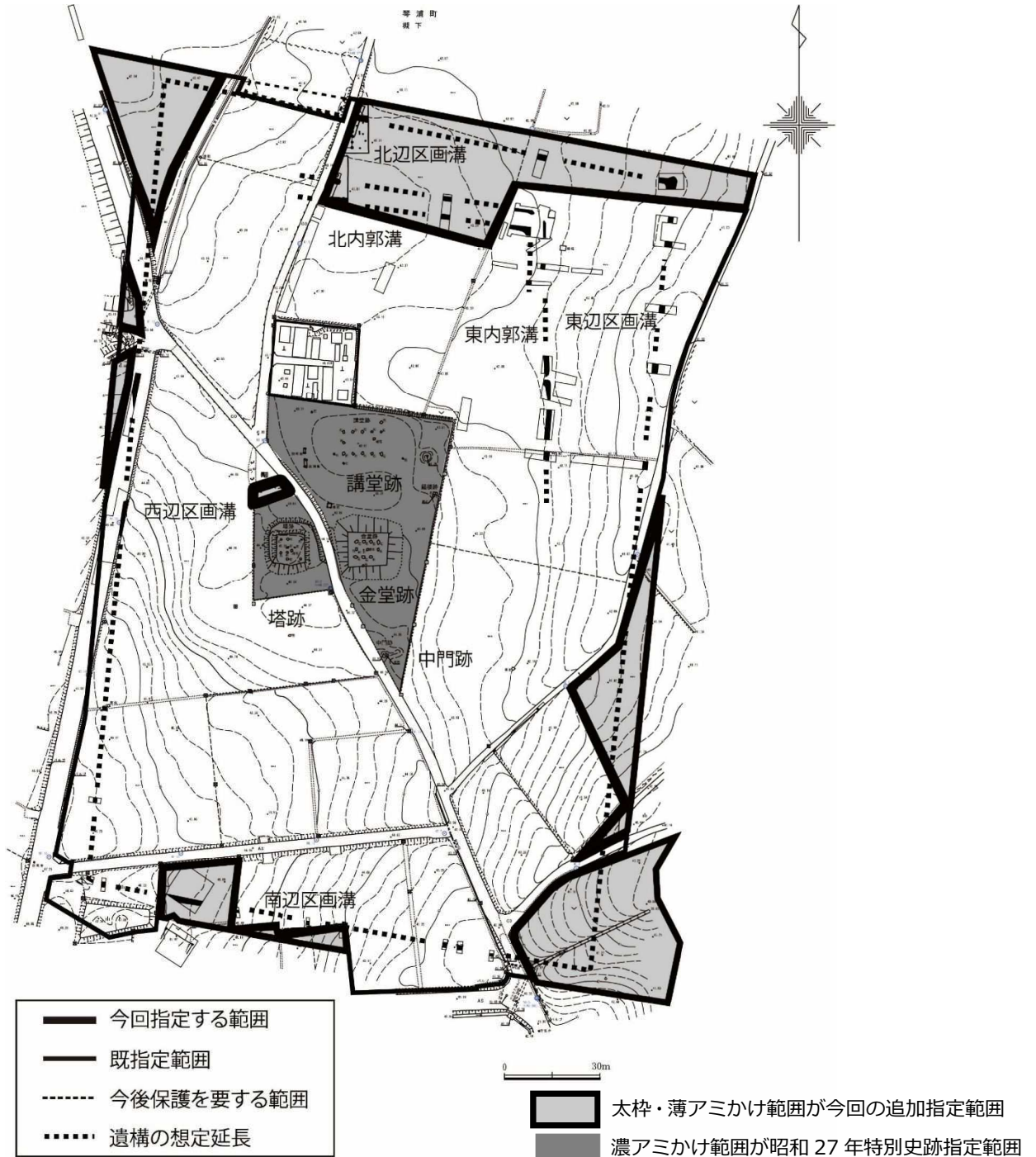
() 内は特別史跡及び史跡の件数



法隆寺式伽藍配置



齋尾廃寺跡 塔跡・金堂跡（南から撮影）



追加指定範囲